

ひろしまレポート 2026 年版

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2025 年の動向（概要）

令和 8 年 3 月

『ひろしまレポート』について

核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各国の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析し、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会による議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート』の目的である。

『ひろしまレポート 2026 年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2025 年の動向』は、(一社)へいわ創造機構ひろしま「ひろしまレポート 2026 年版作成事業」の成果物であり、(公財)日本国際問題研究所 軍縮・科学技術センターが受託し、調査・執筆を行った。広島県が平成 23 年に策定した「国際平和拠点ひろしま構想」に基づく事業である『ひろしまレポート』は、平成 25 年より日本語及び英語で毎年刊行され、今回 14 度目の発表となる。

発行：

一般社団法人 へいわ創造機構ひろしま (HOPE)

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム内

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/>

[hiroshimaforpeace/](https://hiroshimaforpeace.com/)

hope@hiroshimaforpeace.com

編集：

公益財団法人 日本国際問題研究所 軍縮・科学技術センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎ノ門ダイビルイースト 3 階

<https://www.jiia.or.jp/>

cdast@jiia.or.jp

< 2025 年の主な動向 >

2025 年も、核軍縮の進展はほとんどなかった。核保有国は、核軍縮に関するコミットメントを実施するための努力を強化することなく、他方で実質的な核軍拡競争が着実に進んでいる。ロシアによるウクライナ侵略や地域的な緊張の高まりを背景に、核兵器使用リスクの脅威が増している。北朝鮮やイランの核問題も、解決に向けた糸口は見いだせなかった。極めて懸念される傾向が続いたにもかかわらず、核問題を巡る状況の悪化を抑制するには至らなかった。核問題を巡る亀裂は核保有国・非核兵器国間だけでなく、それ以上に核保有国間で深刻化し、核問題にかかる合意の形成を一層難しくした。

2025 年の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する主要な動向は下記のとおりであり、その状況は厳しさを増している。

評価項目及び調査対象国

評価項目 (78 項目)	核軍縮 41 項目 (核兵器保有数、国連総会での投票行動など) 核不拡散 19 項目 (NPT への加入、IAEA との協力など) 核セキュリティ 18 項目 (核物質の保有量、関連条約への加入など)
対象国 (34 カ国)	NPT 上の核兵器国 ：中国、フランス、ロシア、英国、米国 NPT 非締約国 ：インド、イスラエル、パキスタン 非核兵器国 核軍縮及び核不拡散：豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ 核セキュリティ：豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、フィンランド、ドイツ、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、アラブ首長国連邦 (UAE) その他 ：北朝鮮*

* 1993 年及び 2003 年の北朝鮮による NPT 脱退宣言に対して NPT 締約国は同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない一方で、北朝鮮は 2006 年、2009 年、2013 年、2016 年 (2 回)、2017 年の計 6 回にわたって核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

1. 核軍縮

核軍縮の停滞・逆行が続くなかで、そうした傾向を逆転させ、核軍縮を再活性化すべく、様々な取組や提案がなされた。しかしながら、このような取組にもかかわらず、核軍縮を巡る状況の悪化を止めるには至らず、核保有国によるさらなる核軍縮の合意や実施に向けた具体的な取組といった進展はほとんど見られなかった。

米国はロシア及び中国に、それぞれ二国間の核軍備管理協議を打診したが、進展しなかった。米露間の新戦略兵器削減条約（新 START）の後継条約に向けた交渉を含めても同様である。

核保有国は、引き続き国家安全保障における核抑止力の重要性にかかる認識を強め、核戦力の近代化を進めている。なかでも、中国による急速な核戦力の増強および先行不使用（no-first-use）政策といった核戦略の変更の可能性が指摘されている。核保有国と同盟関係にある非核兵器国も、提供される拡大核抑止を重視しており、この立場は他の非核兵器国からますます批判を受けている。

核兵器の保有や使用などの法的禁止を定めた核兵器禁止条約（TPNW）の署名・批准国は漸増しているが、核保有国及びその同盟国は条約に署名しないとの方針を変えていない。

核兵器の保有数（推計）

- 総数は 12,241 発（推計）と漸減している一方で、退役したものを除いた核弾頭数（軍事的ストックパイル）、及び作

戦部隊に配備されている核弾頭数は増加に転じたと見積もられている。

- 中国の核弾頭数増加のペースが加速化しており、1 年間に 100 発増加したとの推計が示された。インド、パキスタン及び北朝鮮は、10 年以上にわたって核弾頭数を漸増させている。

核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

- 「核兵器の廃絶」あるいは「核兵器のない世界」という目標に公然と反対する国はない。しかしながら、核保有国による核軍縮の着実かつ具体的な実施・推進は 2025 年もほとんど見られず、多くの非核兵器国はそうした状況への批判を強めた。
- 日本が主導して提案・採択された国連総会決議「核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組」に対して、英国を含む 147 カ国が賛成した。他方で、中国、ロシア及び北朝鮮などが反対した。

核兵器の非人道性

- 「人道グループ」などを中心に非核兵器国は、NPT 準備委員会や TPNW 第 3 回締約国会議などの場で、核兵器の非人道性を主張した。
- 2025 年の世界保健総会（WHA）では、核戦争が健康、医療サービス、及び環境に与える影響に関する従来の報告書を更新するよう、世界保健機関（WHO）に義務付ける決議が採択された。

- 2024年に設立された「核戦争の影響に関する独立科学パネル」は9月に第1回全体会合を開催した。パネルは包括的な報告書を作成し、2027年に国連総会に提出する予定である。

核兵器禁止条約（TPNW）

- TPNWの締約国は、2025年末時点で74カ国となった。
- TPNW締約国・賛同国は、科学諮問グループ（SAG）を含め、2026年末に予定されているTPNW初回運用検討会議に向けて建設的に準備に取り組んでいるとした。
- 核保有国及び同盟国は、引き続きTPNWに反対している。日本は、2025年に開催された第3回締約国会議にオブザーバーとして参加する可能性があるとの以前の見込みにもかかわらず、最終的に参加しないことを決定した。

核兵器の削減

- ロシアは2023年以降、新STARTの履行停止を続けており、現地査察の受け入れ及びデータの提供を行っていない。新STARTの数的制限に関する義務は遵守するとしているが、遵守状況は確認されていない。
- 核兵器の一層の削減に関する新たな具体的な計画・構想を2025年に明らかにした核保有国はなかった。米国は、ロシア及び中国に、それぞれとの二国間軍備管理協議を打診した。しかしながら、ロシアは米国の方針を「敵対的」とみ

なしていることやフランスおよび英国を含める必要があることを理由に拒否した。一方で、条約の失効後も1年間は新STARTの規定を遵守し続けると表明している。中国は、最大の核戦力を持つ米露のさらなる核兵器削減なしには核兵器削減プロセスには参加しないとの立場を繰り返し表明している。

- 核保有国は、いずれも核戦力の近代化を継続し、なかでもロシア及び北朝鮮は核弾頭搭載可能な各種の運搬手段の新たな開発・配備を積極的に推進している。中国による質的・量的な核戦力の強化も顕著で、米国は中国が2030年までに1,000発以上の運用可能な核弾頭を保有するとの見積もりを示した。

国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

- ウクライナへの侵略を続けるロシアは、2025年も核恫喝を繰り返し、ロシアによる核兵器使用の可能性に対する強い懸念を国際社会にもたらした。
- 北朝鮮は、核兵器の役割として戦争を抑止すること、並びに戦争の主導権を握ることを挙げ、核兵器の先行使用の可能性を明示するとともに、戦略的・戦術的両面から核戦力の強化を進めている。核兵器庫の開発は不可逆であることを強調している。
- 先行不使用政策、「唯一の目的」、消極的安全保証のいずれについても各国の政策に顕著な変化は見られなかった。中国の最小限抑止や核兵器先行不使用

といった政策に変化が生じつつあるとの指摘に対して、中国はそうした変更はないと主張している。

- フランスは、これまでの欧州同盟国に対する核抑止演習への参加要請を拡大するとともに、フランスの核抑止が欧州同盟国を防衛する役割や、同盟国領内へのフランス核兵器配備の可能性についての議論を開始している。
- ロシアおよびベラルーシは、戦術核兵器がベラルーシ領内に配備されていることを再確認したが、この主張は独立して確認されていない。
- 英国は、核搭載可能な F-35A 戦闘機を取得し、拡大核抑止の下で NATO の二重能力航空機（DCA）核任務に参加すると発表した。
- ポーランドやバルト三カ国などの NATO 加盟国は、核共有の枠組みの一環として自国領内へのフランスまたは英国の核兵器配備に前向きであることを表明している。
- 日本及び韓国は、それぞれ米国と拡大抑止の強化に向けた取組を進めている。
- サウジアラビアとの相互防衛協定の署名を受け、パキスタンの国防大臣は、必要に応じて自国の核戦力をサウジアラビアに提供する可能性がある」と述べたが、この発言を確認する公式声明は出されていない。
- 拡大核抑止の枠組みは、2025 年の NPT 準備委員会において、主に中国、ロシア、及び非同盟運動諸国（NAM）から強い

批判を受けた。

警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

- 核兵器の警戒態勢に関して、核保有国の政策に変化はなく、米露の戦略核兵器は高い警戒態勢のもとに置かれている。
- 中国が一部の核戦力を高い警戒態勢に置いているのではないかとの指摘に対して、中国はこれを否定している。
- パキスタンは、インドが核兵器庫の運用態勢を高めていると非難したが、インドはこの主張を否定した。

包括的核実験禁止条約（CTBT）

- CTBT の条約発効要件国 44 カ国のうち、6 カ国（中国、エジプト、イラン、イスラエル、ロシア、米国）が未批准、並びに 3 カ国（インド、北朝鮮、パキスタン）が未署名で、条約は依然として発効していない。
- 核兵器の保有を公表している国は、北朝鮮を除いて、核実験モラトリアムを宣言している。
- しかし、トランプ米大統領は、他国が核実験を行っている」と非難しつつ、米国が直ちに核実験を再開すると発表した。これに対し、プーチン露大統領は、報復的対応が適切かどうかの評価を指示し、米国が核実験を行った場合にはロシアも実施する意向であると付け加えた。
- 北朝鮮は核爆発実験の準備を完了して

いとされるが、2025年には実施しなかった。

- いくつかの核保有国は、未臨界実験やコンピュータ・シミュレーションなどといった爆発を伴わない核実験を実施していると見られる。

核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)

- ジュネーブ軍縮会議 (CD) では 2025 年も、FMCT 交渉を開始できなかった。パキスタンは、核兵器用核分裂性物質の新規生産のみを禁止する条約の策定に、依然として強く反対している。
- 中国、インド、イスラエル、北朝鮮及びパキスタンは核兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言していない。インド、北朝鮮及びパキスタンは核兵器用核分裂性物質の生産を続けていると見られる。また、中国が民生用として開発を進める高速増殖炉及び再処理施設を核兵器目的に利用する可能性も懸念されている。
- 2024年に日本が立ち上げた「FMCT フレンズ」というグループの第1回閣僚級会合がニューヨークで開催された。加盟国にはオーストラリア、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、英国、米国のほか3カ国が含まれる。

核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性

- 透明性に関する核保有国の政策に大き

な変化はなかった。

- 中国は、意図と政策の透明性が重要だと主張する一方で、保有する核戦力の種類・数などは一切公表していない。
- 日本は、IGEPの提言は2025年NPT準備委員会で作業文書として提出した。そのうちの1つの提言では、下記の3カ国の核戦略の透明性と理解を深める手段として、「中国、フランス及び英国は、軍備管理への貢献として、それぞれの国の最小抑止概念に関する議論に取り組む」と記載している。

核軍縮検証

- 「核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV)」は作業会合を開催し、今後の作業の潜在的分野として、輸送検証演習、国家検証手段の拡大利用、および新興技術の応用による検証信頼性の強化などを特定した。
- 2025年を通じて、核軍縮検証に関する複数の作業文書が提出され、相互信頼を高め、不可逆性を確保するための具体的な検証措置の重要性が強調された。

不可逆性

- 米露は部分的ながら、戦略核運搬手段、核弾頭、余剰核分裂性物質の廃棄や転換を継続していると見られるが、具体的な実施状況は報告されなかった。
- ロシアは、両国が軍事目的に不要となった兵器級プルトニウム 34 トンを処分することを義務付ける米露間プルトニウム管理・処分協定 (PMDA) から撤退した。

軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

- NPT 準備委員会では、軍縮・不拡散教育、ジェンダーを含む多様性・包摂性、市民社会の参加の重要性が強調された。
- 日本が設立した「核兵器のない世界のためのユース・リーダー基金」は、第 2 期の参加者 100 名を迎え、そのうち 50 名が広島・長崎訪問を含む日本への全額支援付きスタディツアーに選ばれる予定である。
- 核兵器の開発・製造などに携わる組織や企業などへの融資の禁止や、引揚げを定める国が出始めている。独自にそうした方針を定める企業も増えつつある。

広島・長崎の平和記念式典への参列

- 広島の式典には 120 カ国、長崎の式典には 94 カ国が参列した。本年は、ロシアとベラルーシが正式に招待されるのではなく通知を受ける形となった。一方、2024 年に招待されなかったイスラエルが出席を再開した。

2. 核不拡散

2025 年 12 月時点で NPT の締約国は 191 カ国を数えるものの、核兵器を保有するインド及びパキスタン、並びに核兵器保有を否定しないイスラエルが、非核兵器国として NPT に加入する見通しは立っていない。

北朝鮮は、核兵器を放棄する意思はないことを明言している。ロシアは北朝鮮

との協力を継続しており、原子力や弾道ミサイル関連技術に関する協力についての情報もみられる。

イランは米国による包括的共同行動計画 (JCPOA) 離脱への対抗措置として、合意で規定された義務の不履行を拡大した。2024 年以降、濃縮ウランの生産を拡大し、その保有量を大きく増加させた。

イスラエル及び米国によるイランのウラン濃縮施設等の攻撃によりブレイクアウト時間は遅延したとの評価がある。一方でこの攻撃により保障措置下にあった施設の検証ができない状態となった。

国際原子力機関 (IAEA) 追加議定書を締結する国は漸増しているが、依然として 30 以上の非核兵器国が未締結である。

核不拡散義務の遵守

- 前政権で首脳会談を行った米国の第 2 次トランプ政権発足や韓国での新政権発足による新たな北朝鮮政策の発表があったが、北朝鮮の核問題解決に向けた進展は見られなかった。北朝鮮は核保有国としての地位を放棄せず、むしろ強化しなければならないと明言し、積極的な核・ミサイル開発を継続している。ロシアは北朝鮮の核開発を北朝鮮の安全保障確保の手段として擁護した。
- イランは濃縮度 20% 及び 60% の高濃縮ウラン (HEU) の生産を拡大させた。イランの濃縮ウランの総備蓄量は昨年からの 1 年間で 3200kg 超増加した。イスラエルと米国がイランの核兵器取得の阻止を目的としてウラン濃縮施設

等への攻撃を行った。ブレイクアウト時間が遅延したとする評価がある一方、保障措置の実施やイランのウラン濃縮活動の透明性にも影響を与えた。

- 第6回「核兵器及び他の大量破壊兵器（WMD）のない中東地域の設置に関する会議」にイスラエル及び米国は引き続き参加しなかった。

国際原子力機関（IAEA）保障措置

- NPT 締約国である非核兵器国のうち、2025年6月時点で144カ国がIAEA保障措置協定追加議定書を締結した。他方、ブラジル、イラン、ロシアや一部の非同盟運動（NAM）諸国は追加議定書による保障措置がNPT上の義務でないとして主張している。
- IAEAは2024年末時点で71カ国の非核兵器国に対して統合保障措置を適用した。
- イランはIAEA保障措置協定追加議定書の適用など、JCPOA上の検証・監視措置を2021年以降引き続き停止している。IAEAはこれにより遠心分離機等の生産状況や現在の在庫に関する知識の連続性を失ったとしている。
- IAEAはイランの過去の秘密裏の核計画に関連する4カ所の施設について、申告内容の正確性と完全性に関する問題を解決できなかったと報告した。IAEA理事会は2025年6月の決議で、これらの問題に関するイランの報告が不十分であるとした。
- 6月のイスラエル及び米国によるイラ

ンの濃縮施設等への攻撃後、イランではIAEAとの協力を停止する法律が成立した。同法の施行後もIAEAとイランは検証活動の再開に向けた協議を開始し、その措置に関する暫定合意に達した。しかしイランは11月のIAEA理事会決議を受け、暫定合意の終了を宣言した。

- 豪州、英国及び米国（AUKUS）とIAEAは、豪州の原子力潜水艦導入にかかる核燃料への保障措置の実施に関して技術的な議論を開始した。中国を含む一部の国々は批判や懸念を示した。
- ロシアによるウクライナの原子力施設に対する攻撃・占拠により、IAEAは難しい保障措置活動を強いられている。

核関連輸出管理の実施

- 原子力供給国グループ（NSG）メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に輸出管理を実施してきた。これに対して途上国を中心に制度・実施の強化が必要な国も少なくない。
- 2024年の国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動停止を受けて有志国が設立した多国間制裁監視チーム（MSMT）が北朝鮮のサイバー活動やロシアとの協力に関する報告書を公表した
- 北朝鮮は、暗号資産の窃取やIT労働者の派遣による資金調達やサイバー攻撃を通じた技術の盗取を継続している。ロシアとの間では弾道ミサイルや原子力分野での協力が行われていることも報告されている。

- 過去の国連安保理決議の制限・制裁を再導入する仕組み（スナップバック・メカニズム）が発動し、イランへの核不拡散関連の制裁が再開した。
- 中国はパキスタンへの原子炉輸出を進めているが、NSG ガイドライン違反が指摘されている。

原子力平和利用の透明性

- 中国は 2018 年以降、「プルトニウム管理指針」に基づく報告書を提出していない。米国は 2024 年に引き続き 2025 年も公表しなかった。

3. 核セキュリティ

ウクライナでは、ロシアによるザポリージャ原子力発電所の占拠が続いているほか、ウクライナ国内の原子力発電所に接続する送電網への攻撃（特にドローンによる攻撃）が相次いでいる。こうした被害により、各施設の原子力安全と核セキュリティが損なわれかねない状況が続いている。さらに、2025 年 6 月にはイスラエルと米国がイランの原子力施設に対して攻撃を行っており、保障措置下にある民生用原子力インフラの安全性に対する深刻な懸念が生じている。

原子力施設に対するサイバー攻撃やドローンをを用いた妨害破壊行為の脅威は、引き続き注視が必要である。核セキュリティのための人工知能（AI）活用とそれが核セキュリティにもたらすリスクが懸念されている。

世界の兵器利用可能な核物質の在庫量について、高濃縮ウラン（HEU）の最小限化の取組が継続している。他方で分離プルトニウムは民生用の在庫量の増加傾向が続いている。

パキスタンは 2026 年に「国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）」を受け入れる予定である。

核物質及び原子力施設の物理的防護

- 世界の兵器利用可能な核物質の在庫量に関しては、軍用分離プルトニウムの在庫量がインド、イスラエル、パキスタン及び米国で増加した。HEU については、全体の総量は前年の 1,256.3 トンから 1,252.9 トンに減少したものの、軍用の HEU については僅かに増加がみられた。
- 本調査対象国 27 カ国中 20 カ国が依然としてテロリストにとって魅力的となりうる兵器利用可能な核物質を保有している。

核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入及び国内体制への反映

- CPPNM を除く全ての関連条約で新たな批准があった。
- 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225/Rev.5）」に基づく措置の実施については、一部の国による新しい制度の導入や既存の制度の見直しに関する情報発信があった。

核セキュリティの最高水準の維持・向上 に向けた取組

- 民生利用の HEU 最小限化について、日本は 1 つの施設で HEU から HALEU への転換を完了したほか、2 つ目の施設についても転換を進める方針を再確認した。また、米国も 2.2 トンの HEU を HALEU へと転換した。
- パキスタンが 2026 年の IPPAS ミッションの受け入れ予定を表明した。
- G7 の不拡散局長級会合などによる活動が行われた一方、米露が共同議長を務める「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ (GICNT)」は、2022 年以降、すべての活動を停止したままである。その代替として、米国は 2024 年に「放射線・核テロリズムを予防するためのグローバル・フォーラム (Global FTRNT)」を立ち上げたが、このイニシアティブが長期的に維持されるかは不透明である。核セキュリティ・サミット・プロセスから派生したイニシアティブについても内部脅威に関する活動を除き、活発な動きは見られなかった。

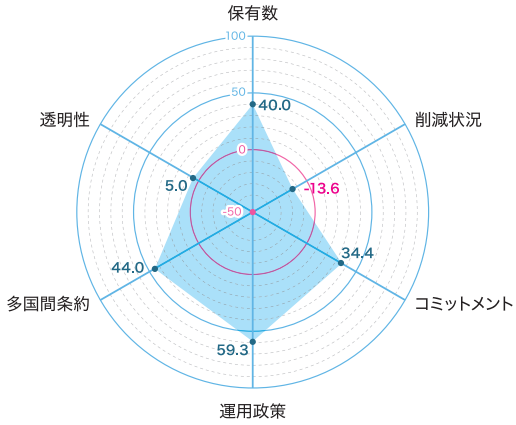
核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器のない世界」へ向けた取組（コミットメント）の強化、核戦力などに関する透明性向上の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記ようになる。中国については、削減への取組及び透明性、ロシア及び米国については核戦力のさらなる削減について改善の余地があると言えよう。フランス及び英国は、他の3カ国と比較すれば、相対的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることがうかがえるものの、核兵器の削減、「核兵器のない世界」に向けた取組の強化、及び運用政策の変更への課題が残る。

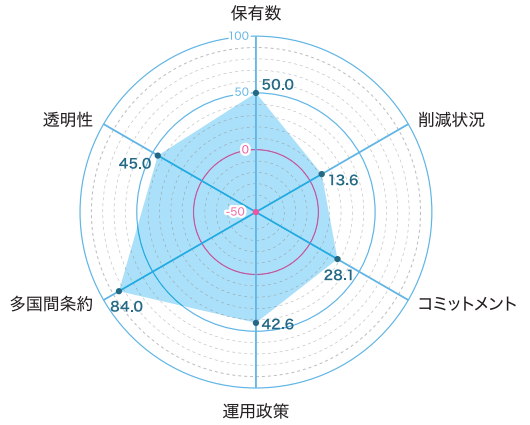
6つのポイントと評価項目の関係

6つのポイント	評価項目
核兵器保有数	核兵器の保有数
核兵器削減状況	核兵器の削減状況
「核兵器のない世界」に向けた取組 (コミットメント)	核兵器禁止条約 (TPNW) 核兵器のない世界に向けた取組 核兵器の非人道性 軍縮・不拡散教育・市民社会との連携 広島・長崎の平和記念式典への参列
運用政策	核兵器の役割低減、警戒態勢の緩和
関連多国間条約の署名・批准状況、 交渉への対応など	包括的核実験禁止条約 (CTBT) 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)
透明性	透明性 検証措置 不可逆性

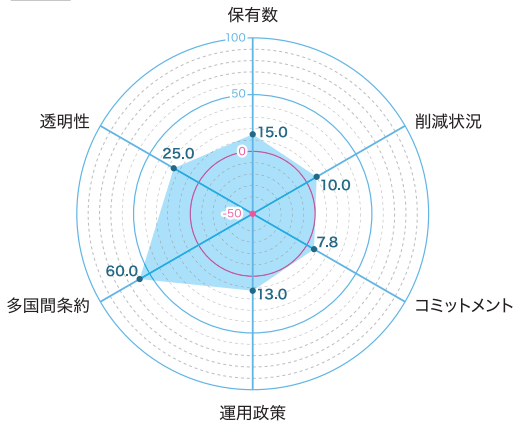
 中国



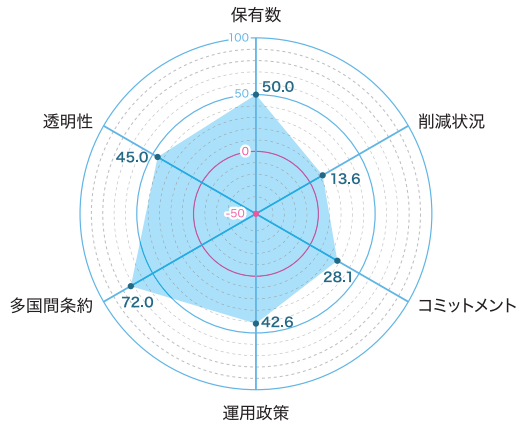
 フランス



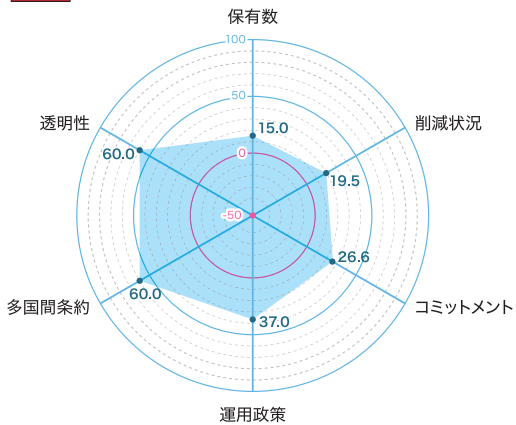
 ロシア



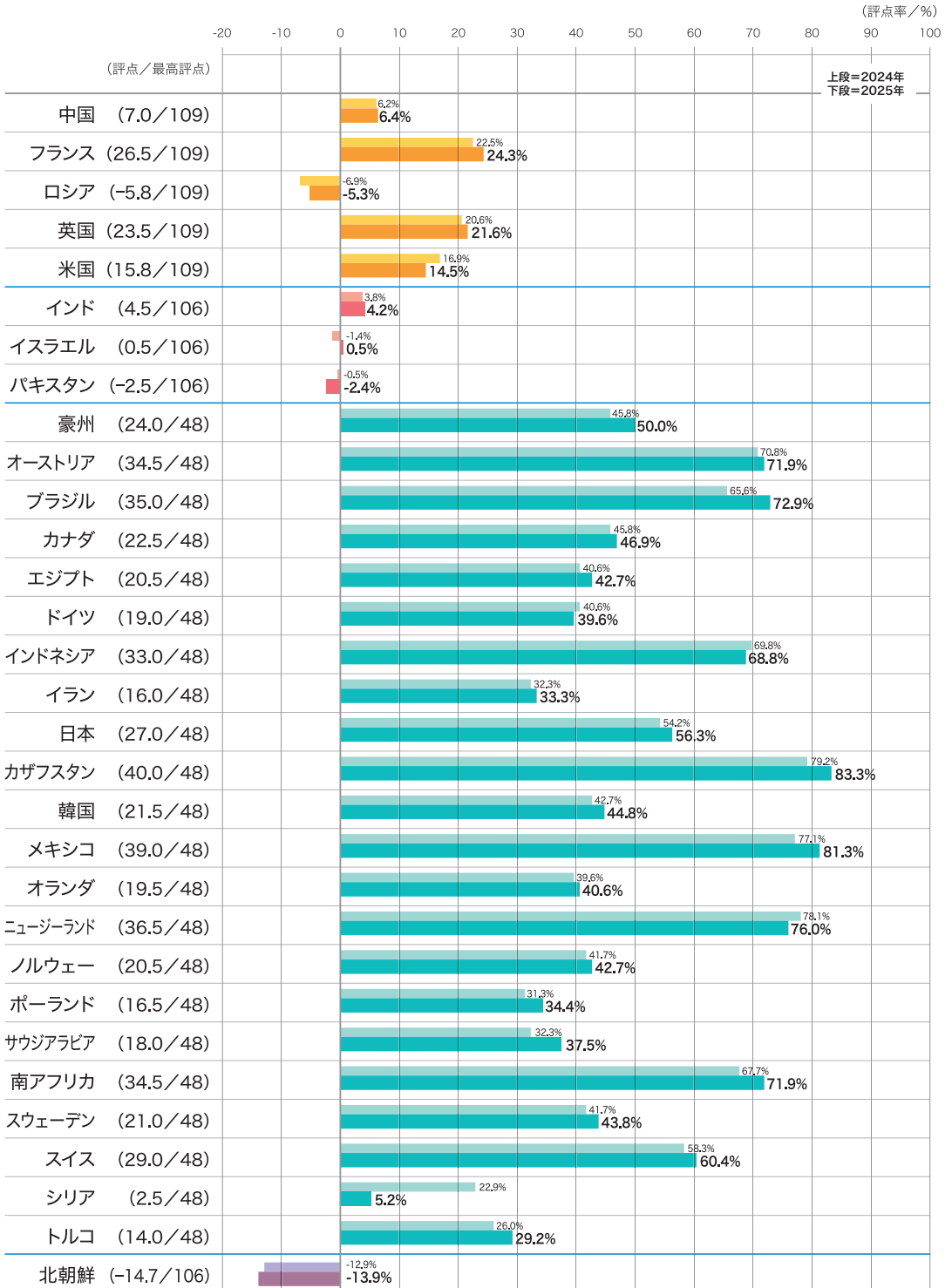
 英国



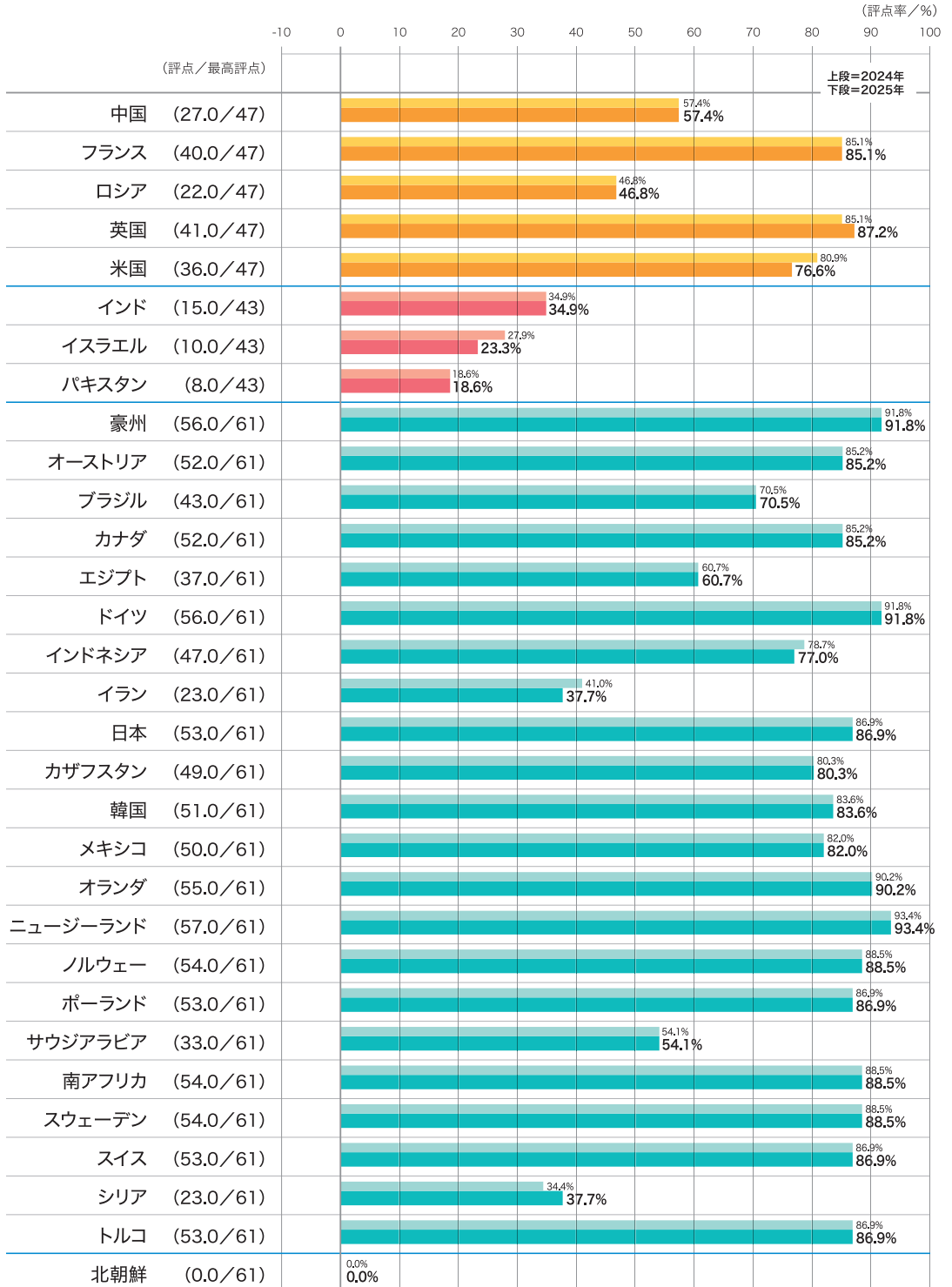
 米国



核軍縮



核不拡散



核セキュリティ

